

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、母子保健法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法関連事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む) 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①母子面談、母子相談及び保健指導 ②訪問指導 ③妊娠届出の受理、親子健康手帳の交付 ④妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施と受診結果の記録
③システムの名称	健康管理システム、マイナポータル(サービスの検索・電子申請機能)、申請管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内総合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、71、80、95、112
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもみらい課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(健康福祉部こどもみらい課) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、児童手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	玉野市情報セキュリティポリシー、玉野市特定個人情報の取扱いに関する管理規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(健康福祉部健康増進課) 玉野市奥玉1丁目18番5号 0863-31-3310	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法別表第二項番26、56の2、70、87	番号法別表第二項番26、56の2、70、87、69の2	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	(修正なし)	(追記)(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む)	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	(修正なし)	(追記)、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	母子保健システム、サービス検索・電子申請機能	母子保健システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む) 特定個人情報ファイルは、母子保健法による健康診査、妊娠の届出、親子健康手帳の交付に関する事務に利用する。	母子保健法に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む) 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①母子面談、母子相談及び保健指導 ②訪問指導 ③妊娠届出の受理、親子健康手帳の交付 ④妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施と受診結果の記録	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	母子保健システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、マイナポータル(サービスの検索・電子申請機能)、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内総合宛名システム)	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一項番49	番号法第9条第1項、別表70の項	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番26、56の2、70、87、69の2	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、71、80、95、112	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康増進課	こどもみらい課	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	玉野市(健康福祉部健康増進課) 玉野市奥玉1丁目18番5号 0863-31-3310	玉野市(健康福祉部こどもみらい課) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和5年4月1日	1,000人以上1万人未満 令和6年10月1日	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年10月1日	事後	